

## 議案第44号

### 飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加え、「、次に」を「次に」に、「者として」を「施設として」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月4日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新  
旧対照表

改正後	改正前
(特定教育・保育施設等との連携)	(特定教育・保育施設等との連携)
第42条 省略	第42条 省略
2～3 省略	2～3 省略
4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>第1項第3号</u> の規定を適用しないこととすることができます。	4 市長は、 <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めると</u> ときは、 <u>同号</u> の規定を適用しないこととすることができます。
(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項 (同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。	
(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。	
5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定す	5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの

る施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) 省略

6～9 省略

（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) 省略

6～9 省略

# 参考

○内閣府令第二十三号

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

内閣総理大臣 菅 義偉

	改	正	後
(特定教育・保育施設等との連携)			
第四十二条 [路]			
[2・3 路]			

4 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

一 市町村長が、児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置

その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

二 [路]

5 前項(第二号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る。)又は国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

[1・2 路]

[6・9 路]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この府令は、令和三年四月一日から施行する。

	改	正	前
(特定教育・保育施設等との連携)			
第四十二条 [同上]			
[2・3 同上]			

4 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

一 市町村長が、児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

二 [同上]

5 前項(第二号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る。)であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

[1・2 同上]

[6・9 同上]